

入札公告(新型コロナ対応・総合評価落札方式(標準型・施工体制確認型)入札前審査型・個別事項・WTO)

下記の建設工事について、制限付き一般競争入札(入札前審査型)を行うので、静岡県の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める規則(平成7年静岡県規則第74号)第3条の規定により公告する。この工事の入札執行等については、関係法令に定めるもののほか、本公告及び入札公告(総合評価落札方式(標準型・施工体制確認型)入札前審査型・共通事項・WTO)(以下「共通事項」という。)により行うものとする。

この入札は、静岡県電子入札システムにより執行するものとする。

令和4年6月21日

静岡県知事 川勝平太

1-1 公告日 令和4年6月21日

1-2 入札執行者 静岡県知事 川勝平太

1-3 この入札に関する契約条項を示す場所及び事務を担当する機関(以下「契約条項を示す場所」という。)

(契約事務に関する問合せ先)

〒437-0042 静岡県袋井市山名町2-1 静岡県袋井土木事務所 総務課 建設業班

電話: 0538-42-3212 FAX: 0538-42-1782 E-mail: fukudo-soumu@pref.shizuoka.lg.jp

(電子入札に関する問合せ先)

電子調達ヘルプデスク 電話 0570-011311

1-4 工事内容等

入札番号	袋第 00006 号
工事名	令和4年度[第34-K5900-01号]竜洋海岸 静岡モデル防潮堤整備促進工事(CSG製造工)【11-01】
工事場所	磐田市駒場地先
工事概要等	本事業は、磐田市竜洋沿岸域の背後に工場団地を抱える2.2kmにおいて、津波による災害を防止し、又は軽減するためのCSG工法を採用した防潮堤を建設するものである。 磐田地区にプラントを設置し、同時期に発注予定である「竜洋工区本体施工その1」、及び今後発注予定である「竜洋工区本体施工その2」に途切れなくCSGを製造し供給する工事を発注するものである。 CSGプラントヤード造成及びCSG製造工 一式 プラントヤード造成工 L=278m、CSG製造工 V=320,300m3
工期	契約締結の翌日から令和8年3月13日限り
落札方式	本工事は、工事目的物の性能・機能の向上や社会的要請に対する技術提案を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に勘案して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札公告等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う方式(標準型・施工体制確認型)の施工工事である。
総合評価落札方式採用の理由	本工事は、技術的な工夫の余地が比較的大きく、本工事内容を実現するうえで有効な技術提案を受け付けることにより、工事品質の確保及び向上が期待できるため、総合評価落札方式(標準型)を適用する。

1-5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

静岡県における建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者によって構成され、次に掲げる条件をすべて満足している共同企業体あること。

(1) 共同企業体の資格要件

条 件	左記の詳細
① 構成員の数	2 者
② 構成員の組合せ	土木一式工事A等級に格付けされた者で、かつ1-5(2)アに記載する代表構成員の資格要件を満足する1者と1-5(2)イに記載するその他構成員の資格要件を満足する1者の組合せとする。ただし、各構成員は、当該工事において他の共同企業体の構成員となることができない。
③ 結成方法	自主結成とする。
④ 出資比率	共同企業体の代表者の出資比率は、構成員中最大であること。また、出資比率の最小限度基準は30パーセント以上とする。
⑤ 存続期間	次に掲げる共同企業体の区分に応じて、それぞれ定める期間とする。 (ア) 当該工事の請負契約の相手方となった共同企業体は、成立してから、当該工事の請負契約の履行後3か月以上は存続するものとする。 (イ) 当該工事の請負契約の相手方ならなかった共同企業体は、成立してから、当該工事の請負契約や締結された日まで存続するものとする。
⑥ 総合評価における技術提案	総合評価の評価項目における技術提案の内容が、適正標準案以上であること。

(2) 構成員の資格要件

ア代表構成員

条 件	左記の詳細
① 静岡県建設工事競争入札参加資格の認定業種	土木一式工事に係る認定を受けた者であること。
② 許可の種類	土木工事業に係る特定建設業の許可を受けているものであり、土木工事業の許可を有しての営業年数が5年以上であること。
③ 経営事項審査の総合評定値（条件とする場合）	土木工事業に係る経営事項審査結果（審査基準日が入札日より1年7ヶ月以内で最新のもの）の総合評定値が1,200点以上であること。
④ 入札参加資格条件における同種工事の施工実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年4月1日以降（完成し引渡しが済んでいるもの）に、CSG製造プラント工事を含む土木一式工事（砂防ダム工事は除く）を元請として施工した実績を有する者であること。（ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置の実施に伴い、期限を延長したと確認できるものであって延長前の期限を既に経過しているものについては、この限りではない）。</li> <li>○参加資格条件における同種工事の施工実績を確認できる以下の書類を添付すること。</li> <li>・入札公告「共通事項」2-2に記載されているもの</li> <li>・当該工事の概要が記された設計図書の写し等（必要な場合）</li> </ul>
⑤ 右に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年4月1日以降（完成し引渡しが済んでいるもの）に、CSG製造プラント工事を含む土木一式工事（砂防ダム工事は除く）を元請として施工した経験を有する者であること。（ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置の実施に伴い、期限を延長したと確認できるものであって延長前の期限を既に経過しているものについては、この限りではない）。</li> <li>・監理技術者資格者証（土木）の交付を受けている者で監理技術者講習を受講した者（下請契約の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万</li> </ul>

	<p>円) 以上の場合は監理技術者を条件とする)。なお、建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者にあつては、監理技術者を補佐する者を置き、適正な施工が確保されつつ一定の要件を満たす場合、発注者の判断により、他工事の監理技術者との兼務が可能となる場合がある。</p> <p>○参加資格条件における同種工事の施工経験を確認できる以下の書類を添付すること。(施工経験を条件とする場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札公告「共通事項」 2-2 に記載されているもの</li> <li>・当該工事の概要が記された設計図書の写し等 (必要な場合)</li> </ul>
⑥技術者の専任を要する工事においては、右に掲げる基準により専任できること	静岡県議会令和 4 年 9 月定例会の閉会日(令和 4 年 10 月 14 日予定)から専任で配置できること。
⑦右に掲げる設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと	<p>&lt;設計業務等の受託者&gt;</p> <p>日本工営㈱静岡事務所 静岡市葵区東静岡 1-1-39</p> <p>&lt;当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者&gt;</p> <p>ア 当該受託者の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者</p> <p>イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者</p>
⑧その他の条件	「共通事項」 2-1 に記載のとおり

#### イ その他の構成員

条 件	左記の詳細
①静岡県建設工事競争入札参加資格の認定業種	土木一式工事に係る認定を受けた者であること。
②許可の種類及び営業年数	土木工事業に係る特定建設業の許可を受けているものであり、土木工事業の許可を有しての営業年数が 5 年以上であること。
③経営事項審査の総合評定値 (条件とする場合)	土木工事業に係る経営事項審査結果 (審査基準日が入札日より 1 年 7 ヶ月以内で最新のもの) の総合評定値が 900 点以上であること。
④右に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主任技術者又は監理技術者となりうる国家資格を有している者。</li> <li>・監理技術者にあつては、監理技術者資格者証(土木)の交付を受けている者で、監理技術者講習を受講した者。</li> </ul>
⑤技術者の専任を要する工事においては、右に掲げる基準により専任できること	静岡県議会令和 4 年 9 月定例会の閉会日(令和 4 年 10 月 14 日予定)から専任で配置できること。
⑥右に掲げる設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと	<p>&lt;設計業務等の受託者&gt;</p> <p>日本工営㈱静岡事務所 静岡市葵区東静岡 1-1-39</p> <p>&lt;当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者&gt;</p> <p>ア 当該受託者の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者</p> <p>イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者</p>
⑦その他の条件	「共通事項」 2-1 に記載のとおり

#### 1-6 技術資料

(1) 提出方法	1-9 の入札日程に記載する入札参加資格確認申請書 (以下「資格確認申請
----------	--------------------------------------

	<p>書」という。)及び入札参加資格確認資料(以下「資格確認資料」という。)と同様とする。</p> <p>技術資料の確認を受けた後、以下のとおりヒアリングを実施する</p> <p>ア 実施日時 令和4年7月13日(水)又は15日(金)に実施する。</p> <p>イ 実施場所 袋井市山名町2-1 静岡県袋井土木事務所 静岡県袋井土木事務所 会議室</p> <p>ウ 実施内容等 提出された技術提案、工事経験等について配置予定技術者と10分間程度のヒアリングを行う。</p>
(2) 提出期間	資格確認申請書と同様とする。
(3) 技術資料の内容	<p>ア 提出する技術資料は以下のとおりとする。</p> <p>(ア) 技術資料 表紙(様式-1)</p> <p>(イ) 技術提案書(様式-8-1~8-4)</p> <p>イ 技術資料の作成上の注意事項</p> <p>【技術提案書】(様式-8-1~8-4)</p> <p>a 様式の記載について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・求める提案に対し、提案の概要や具体的な実施方法等を記載する。提案書作成にあたり、様式-8(別添資料)「技術提案書作成に当たっての条件等」を参考にすること。</li> <li>・技術提案書の提出がない場合、また、技術提案書の記載内容が標準案と同程度の内容を含み標準案以上であると認められない場合、根拠の伴わない数値の提案を行った場合は、入札の参加を認めないので留意すること。</li> <li>・過度な負担となる性能(オーバースペック)の提案は評価しない。</li> </ul>

#### 1-7 施工体制評価項目の審査・評価方法

(1) 審査	<p>施工体制評価項目の審査は、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、調査基準価格入札書比較価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る価格で入札を行った者について、開札後速やかに追加資料の提出を求め、不足のない追加資料を提出された場合はヒアリングを実施する。</p> <p>ア 審査の方法</p> <p>(ア) 開札後における審査方法の選定</p> <p>a 予定価格超過の者については、施工体制確認調査を実施しない。</p> <p>b 予定価格以下かつ調査基準価格以上で入札した者については、施工体制確認調査を実施せず、原則として施工体制評価点30点(満点)を付与する。</p> <p>c 調査基準価格未満で入札した者については、1-9の入札日程に記載する開札の後、速やかに追加資料の提出に対する意向の確認を求める。この場合、追加資料の提出の意向の無い者は、提出の意思の無い旨を記載した書面を提出するものとする。追加資料の提出を行わない旨の提出があった者については、入札を無効として取り扱うものとする。なお追加資料の提出を行う意向を確認した後、(3)において定められた提出期間内に追加資料の提出がなされなかった場合は、入札を無効として取り扱うものとする。追加資料及び追加資料の提出を行わない旨を記した書面の提出は、資格確認資料と同様に取り扱うこととする。</p> <p>追加資料の提出の意思のある者については、追加資料の提出を求める。提出資料の確認後、不足のない追加資料が提出され、ヒアリングが必要と判</p>
--------	---

	<p>断した場合は、ヒアリング実施日及び実施方法を通知する。また、追加資料の不足などにより明らかに施工体制が確保されていないと判断される場合は、ヒアリングを省略し、施工体制評価点を付与しない。</p> <p>ヒアリングに用いる資料等は、以下のとおりとする。なお、不足のない追加資料を提出した入札参加者はヒアリング時に必要な部数を再度提出する。必要部数については、意向確認時に連絡する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 技術提案（以下「技術提案等」という。）</li> <li>(イ) 工事費内訳書（２回以上の入札となった場合は、その都度入札額に応じた金額に修正し、再提出する）</li> <li>(ウ) 追加資料</li> </ul> <p>ヒアリングは対面で行うものとし、ヒアリング出席者は、配置を予定する主任（監理）技術者を必ず含めるものとし、資料の説明が可能な者をあわせ、最大で３名とする。</p>
(2) 追加資料	<p>ア 施工体制確認のための追加資料は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 当該価格で入札した理由（様式１）</li> <li>(イ) 積算内訳書①（様式２－１） 積算内訳書に対する明細書②（様式２－２）</li> <li>(ウ) 経費縮減額調書（様式３）</li> <li>(エ) 下請予定業者等一覧表（様式４）</li> <li>(オ) 配置予定技術者名簿（様式５）</li> <li>(カ) 手持ち資材の状況（様式８－１） 資材購入予定先一覧（様式８－２）</li> <li>(キ) 手持ち機械の状況（様式９－１） 手持ち機械の状況（下請予定業者）（様式９－２） 機械リース元一覧（様式９－３）</li> <li>(ク) 労務者の確保計画（様式１０－１） 工種別労務者配置計画（様式１０－２）</li> <li>(ケ) 建設副産物の搬出地（様式１１）</li> <li>(コ) 建設副産物の搬出及び資材等の搬入搬出に関する運搬計画書（様式１２）</li> <li>(サ) 品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式１３－１） 品質確保体制（品質管理計画書）（様式１３－２） 品質確保体制（出来形管理計画書）（様式１３－３）</li> <li>(シ) 安全衛生管理体制（安全衛生教育等）（様式１４－１） 安全衛生管理体制（点検計画）（様式１４－２） 安全衛生管理体制（仮設置計画）（様式１４－３） 安全衛生管理体制（交通誘導員配置計画）（様式１４－４）</li> <li>(ス) 施工体制台帳（様式１６－１） 工事作業所災害防止協議会兼施工体系図（様式１６－２）</li> <li>(セ) 積算内訳書（兼）下請予定業者等確認調書①（様式１８－１）</li> <li>(ソ) 積算内訳書に対する明細書（兼）下請予定業者等確認調書②（様式１８－２）</li> </ul>

(3) 追加資料の提出期間等	<p>ア 追加資料及び追加資料の提出を行わない旨を記した書面の提出は、当該要請を行った日の翌日から起算して2日以内（土日・祝日等を除く）の日の午後5時までとする。</p> <p>イ 企業側の都合による追加資料の提出後の修正及び再提出は認めない。</p> <p>ウ 上記(2)に基づく追加資料の提出を行わない場合、ヒアリングに応じない場合及び配置を予定する主任（監理）技術者がヒアリングに出席しない場合等、入札に関する条件に違反していると判断される場合は、当該入札を無効とする。（ただし、天災、事故、病気等、特別な場合を除く）</p>
(4) 追加資料不足等の場合の対応	<p>ア 次のいずれかに該当する場合は、入札公告等に記載された要求要件の実現性に欠けるものと認め、ヒアリングを省略し、施工体制評価点を付与しないこととする。</p> <p>(ア) 上記(2)に基づいて提出された追加資料が明らかに不足している場合。</p> <p>(イ) 上記(2)に基づいて提出された追加資料の内容により、明らかに施工体制が確保されていないと判断される場合。</p>

1-8 総合評価に関する事項

(1) 入札の評価に関する基準

各評価項目について下記の評価基準に基づき加点するものとする。

ア 工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案

評価項目	評価基準	配点	最大得点
CSGの品質管理に関する技術提案	CSGの製造工程における品質管理について、具体的に記述され、その内容が標準案より優れている。	0.0 ～ 5.0	5.0
工事間調整に関する技術提案	「CSG製造工」と「竜洋工区本体工築造工」との工事間調整について、具体的に記述され、その内容が標準案より優れている。	0.0 ～ 5.0	5.0

イ 社会的要請への対応に関する技術提案

評価項目	評価基準	配点	最大得点
近隣地域への配慮に関する提案	工事現場へと通じる道路が限られるため、工事車両による振動・騒音等近隣地域への環境負荷低減や第三者への配慮について、具体的に記述され、その内容が標準案より優れている。	0.0 ～ 10.0	10.0
工事現場内における安全対策に関する提案	工事現場内での材料運搬車両がストックヤードとプラントヤード間を輻輳する点やプラント製造に伴う高標高部での作業時を含めた工事現場内における安全対策について、具体的に記述され、その内容が標準案より優れている。	0.0 ～ 5.0	5.0

最大得点合計：25点

(2) 施工体制評価項目の評価に関する事項

入札書、ヒアリング、追加資料及び工事費内訳書等をもとに、どのように施工体制を構築し、それが入札公告等に記載された要求要件の実現確実性の向上につながるかについて評価を行う。

ア 評価方法

(ア) 施工体制評価項目

施工体制評価項目は以下のとおりとし、審査において体制が構築されると認められる場合に限り、0点より加点する。

- a 品質確保の実効性
- b 施工体制確保の確実性

イ 施工体制評価項目の評価基準及び施工体制評価点の配点

- (ア) 「品質確保の実効性」について、15点／5点／0点の3段階で評価。
- (イ) 「施工体制確保の確実性」について、15点／5点／0点の3段階で評価。

ウ 施工体制評価点の付与

- (ア) 追加資料及びヒアリングにより、施工体制が確保されると認める事情が具体的に確認できる場合に限り、施工体制評価点を加点するものとする。
- (イ) 追加資料及びヒアリングにより、施工体制の確保が確認（証明）されない場合又は適切な返答が得られなければ、評価点を付与しない。

(3) 総合評価の方法

ア 評価項目ごとの最低限の要求要件を満足する場合に標準点を与え、さらに技術資料の内容に応じ、加算点を与える。「技術提案」では過度な負担となる性能（オーバースペック）の提案は評価しない。なお、加算点の最高点数を25点とする。

イ 総合評価は、標準点と施工体制評価点と加算点の合計である技術評価点を当該入札参加者の入札価格で除し、1,000を乗じて得た評価値をもって行う。評価値の計算において入札価格は千円単位とし、1,000円未満の数値は小数点以下で扱う。

ただし、入札価格が調査基準価格（※1）を下回った場合は、調査基準価格で評価値を算出する。

(ア) 評価値の算出式

$$\text{評価値(※2)} = \{ (\text{技術評価点(※3)} / \text{入札価格}) \} \times 1,000$$

※1 「静岡県低入札価格調査制度実施要領」第3条に定める調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）

※2 評価値＝技術評価点を入札価格で除した値で、入札価格が予定価格の範囲内でこの値が最も高い者が落札予定者となる。

※3 技術評価点＝施工体制確認型の標準点(※4)＋施工体制評価点(※5)＋加算点(技術提案等に係る得点)×(施工体制評価点÷施工体制評価点の満点(※6))＋加算点(施工の信頼性に係る得点)

技術評価点は、小数点以下2位止め（3位を四捨五入）とする。

※4 施工体制確認型の標準点：参加資格を得た者に与える点数（70点）。

※5 施工体制評価点：入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められた場合、その確実性の高さに応じて付与される点数。

※6 施工体制評価点の満点：30点

(4) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札し、次の(ア)、(イ)の要件に該当する者のうち(3)「総合評価の方法」により得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札候補者とする。（評価値は、小数点以下4位止め（5位を四捨五入）とする。このとき、同じ評価値がある場合は、評価値に差が生じるまで小数点以下の位止めを増やすこととする。）

ただし、落札候補者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは(ア)、(イ)の要件に該当す

る入札をした他の者のうち評価値の最も高い者を落札候補者とすることがある。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(イ) 評価値が、施工体制確認型の標準点と施工体制評価点の満点の合計（100点）を予定価格（千円単位：税抜）で除し、1,000を乗じた数値を下回らないこと。

イ 上記アにおいて、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札候補者を決定する。

(5) 評価内容の担保

技術的所見等に記載された提案内容すべてを施工計画書等に記載すること。ただし、提案内容のうち、発注者が採用を認めないことを通知（指示）した内容については、施工計画書へ記載しないこと。

また、「総合評価方式における技術提案等の履行確認シート」に提案内容の履行状況を記載し、監督員から確認を受けること。

受注者の責により入札時の技術資料により提案した内容（「技術提案等」、「配置予定技術者」、「自社工場における製作」、「登録基幹技能者の配置」等）が履行できない場合は、工事成績評定を不履行の項目ごとに5点減ずることとする。

さらに、受注者の責により「技術提案等」が履行できない場合は、達成度合いに応じて以下に示す算式により請負契約金額の減額を行うものとする。

いずれの場合も「技術提案等」において発注者が採用を認めないことを通知した提案は除く。

・減額の算出方法

$$\text{減額} = \{1 - (100 + \beta) / (100 + \alpha)\} \times C$$

C：当初の契約金額（円）

α：当初の加算点

β：達成度合いに応じて再計算した加算点

※算出金額は、千円未満切り捨てとする。

1-9 入札日程

資格確認申請書及び資格確認資料	公告の日の翌日から令和4年7月11日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く） ＜電子入札システムの場合＞ 午前9時から午後5時まで ＜持参の場合＞ 午前9時から午後5時まで（資格確認申請書及び資格確認資料は、各2部（正本1部、副本1部）及び長3号封筒（簡易書留料金を含む重量に応じた切手貼付）を併せて契約条項を示す場所に持参） *提出資料については、入札公告「共通事項」参照	入札公告「共通事項」 2-2
入札参加資格の確認通知	令和4年7月25日（月）までに電子入札システムにより通知する（持参の場合は郵送により通知する）	
入札参加資格がないと認められた者の請求期限	通知を受けた日から令和4年7月28日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く） ＜電子入札システムの場合＞ 午前9時から午後5時まで *電子入札システムの場合は、送信後に袋井土木事務所（TEL0538-42-3212）まで電話連絡を行うこと。 ＜持参の場合＞ 午前9時から午後5時まで（契約条項を示す場所）	入札公告「共通事項」 2-4



上記の回答期限	令和4年7月29日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）	入札公告「共通事項」 2-4
設計書及び図面（以下「設計図書等」という。）の交付	公告の日から令和4年8月3日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く） 金抜き設計書：PPIにより交付する。 特記仕様書：PPIにより交付する。 図面：PPIにより交付する。	入札公告「共通事項」 2-3
図面の縦覧（貸出）期間	公告の日の翌日から令和4年8月3日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前9時から午後5時まで	入札公告「共通事項」 2-3
設計図書等に対する質問受付期間	公告の日の翌日から令和4年7月26日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く） <電子入札システムの場合> 期間内の午前9時から午後5時まで <持参の場合> 期間内の午前9時から午後5時まで	入札公告「共通事項」 2-3
上記の回答書縦覧等の期間	令和4年7月29日（金）から令和4年8月2日（火）まで	入札公告「共通事項」 2-3
入札書等受付期間 入札書等の提出	<電子入札システムの場合> 令和4年8月2日（火）から令和4年8月3日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く） 期間内の午前9時から午後5時まで、ただし最終日は午後4時まで <持参の場合> 開札日時に契約条項を示す場所に以下の書類を提出すること。 ・入札書、委任状（代理人の場合）、入札参加資格確認通知書、入札価格（工事費）内訳書	入札公告「共通事項」 2-5
入札価格（工事費） 内訳書	工事の入札における全ての入札参加者は、入札書と同時に提出しなければならない。 また、入札後12か月以内に、発注機関の必要に応じ、より詳細な項目を記載した内訳書を提出する。	入札公告「共通事項」 2-6
開札日時	令和4年8月4日（木）午前9時00分	入札公告「共通事項」 2-7

※紙による申請等は発注機関の承認が必要

#### 1-10 設計図書等の交付方法

<p>① 設計図書等の交付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PPIにより交付する。</li> </ul> <p>② 設計図書等の縦覧・貸出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約条項を示す場所で縦覧・貸出を行う。</li> </ul>
--

#### 1-11 設計図書等に関する質問に対する回答

<p>電子入札システムに回答を掲載する。</p> <p>&lt;縦覧の場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約条項を示す場所で縦覧を行う。</li> </ul>
---

1-12 その他

調査基準価格の設定	調査基準価格の設定 有 調査基準価格の補正 無 本入札は静岡県低入札価格調査制度要領第 11 条 9 項の規定は適用しない。
前払金	請負代金の 60%以内 (ただし中間前払金 20%を含む)
部分払	請負代金が 100 万円以上 2,000 万円未満は 2 回以内、2,000 万円以上 5,000 万円未満は 3 回以内、5,000 万円以上は 4 回以内とする。
契約書作成	要
工程表の提出	要
工事工程月報	要
ISO を活用した監督業務	適用可
現場代理人及び技術者の氏名の通知	書面
火災保険付保の要否	否
法定外の労災保険付保の要否	要
当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	有
契約後 V E	有

1-13 Summary

Summary

Subject matter of contract

Production of CSG (Cemented Sand and Gravel) to be used in the construction of embankments along the coastal areas of Iwata City

Construction method: CSG (Cemented Sand and Gravel)

Volume required: 320300 cubic meters

Applications must be made by: 4:00p.m., 11 July 2022

Time and date of tender decision: 9:00a.m., 4 August 2022

Tender mail submission deadline: 4:00p.m., 3 August 2022

For more information, please contact:

Shizuoka Prefecture Fukuroi Civil Engineering Office

2-1 Yamana-cho, Fukuroi City, Shizuoka Prefecture, Japan

P.O. Box 437-0042

Tel. No. +81-538-42-3212

※We are only able to accept applications that are presented in Japanese.

入札公告（総合評価落札方式（標準型・施工体制確認型）入札前審査型・共通事項・WTO）

2-1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

静岡県における建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満たしていること。

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
静岡県における建設工事競争入札参加資格の認定を受けていること。（認定業種は入札公告（総合評価落札方式（標準型入札前審査型・施工体制確認型・個別事項・WTO）（以下「個別事項」という。）に記載）
建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定に基づく許可を受けている者であること。（許可の種類は入札公告「個別事項」に記載）
入札参加資格確認申請書（様式第 2 号、以下「資格確認申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資格確認資料」という。）の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年 8 月 29 日付け管第 324 号）に基づく入札参加停止を受けていないこと。
静岡県発注公共工事暴力団排除措置要領（平成 5 年 8 月 1 日施行）に基づき、指名からの排除措置を受けていないこと。
会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

2-2 入札参加資格の確認

- (1) この入札の参加希望者は、資格確認申請書及び資格確認資料を作成のうえ提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) この入札の参加希望者は、総合評価落札方式の技術資料（以下「技術資料」という。）を作成のうえ提出し、総合評価における実績等の評価項目及び技術提案の確認を受けなければならない。
- (3) 資格確認申請書、資格確認資料（添付資料含む）及び技術資料の提出は、原則静岡県電子入札システムによる電送とするが、電子ファイルの容量により電送できない場合や紙媒体による提出について発注者の承諾（紙入札方式参加申請書（静岡県公共事業電子入札運用基準 様式 4）を提出）を得た場合は、持参することができる。
- (4) 入札参加資格の確認等

ア 入札参加資格確認基準日	資格確認申請書の提出期限の日
イ 資格確認申請書	様式第 2 号
ウ 技術資料	入札公告「個別事項」に記載
エ 入札参加資格の確認	資格確認申請書及び資格確認資料の提出期限の日を入札参加資格の確認基準日とし、その結果を通知する。期限までに資格確認申請書及び資格確認資料（添付資料含む）を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。 指定する期日までに以下の資格確認資料（添付資料含む）を作成の上、提出期限の日までに契約条項を示す場所へ提出すること。 （ア）様式第 3 号 同種工事の施工実績（入札参加条件の場合） （イ）様式第 4 号 配置予定技術者等の資格・工事経験 （ウ）様式第 5 号 許可等の状況
オ 評価項目の確認と技術審査	提出期限の日までに技術資料を提出しない者又は技術提案が適正標準案以上と認められない者は、本入札に参加することができない。

<p>カ 入札参加資格条件における同種工事の施工実績の確認 (参加条件の場合)</p>	<p>○入札参加資格条件における同種工事の施工実績を確認できる以下の書類を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札参加資格条件における同種工事の施工実績として記載した工事に係る契約書の写し（ただし、当該工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」に登録されている工事の場合は、様式第3号に登録済みであることを明記した上で、契約書の写しを省略することができる。）又は工事カルテ（CORINS）の写し等（上記に加え、当該工事の概要が記された設計図書の写真等が必要な場合は、入札公告「個別事項」1-5に記載）</li> <li>・入札参加資格条件における同種工事の施工実績が静岡県発注のものである場合は、工事成績評定点が記載されている通知書の写し（完成検査合格通知書等）</li> </ul>
<p>キ 入札参加資格条件における配置予定技術者等の資格・施工経験の確認 (施工経験は入札参加条件とする場合)</p>	<p>○様式第4号に1-5に掲げる資格があることを的確に判断できる配置予定の技術者の入札参加資格条件における資格及び同種の施工経験を記載すること。この場合、配置予定の技術者として複数の候補技術者を記載することができる。また、他の工事に配置されている技術者が、従事している工事の完成等により本工事に確実に配置できる見込みがある場合は、当該技術者を配置予定技術者として記載することができる。</p> <p>○専任を要する工事における配置予定技術者の専任を開始する日は、現場施工に着手する日が確定している場合は、明示された当該日から専任で配置できることを条件とし、現場施工に着手する日が確定していない場合は、開札日の翌日から起算して20日目（土曜日、日曜日及び祝日を含む。）から専任で配置できることを条件とする。専任の終了する日は完成検査終了日とし、修補等がなく、現場における検査が終了することを条件とする。</p> <p>○専任を開始する日に、申請のあった配置予定技術者を配置できない場合やCORINS等により配置予定の技術者の専任義務違反の事実が確認された場合は、原則、契約しない、又は契約を解除する。契約前にあつては、入札保証金に相当する額を、契約後にあつては、契約保証金に相当する額を違約金として支払わなければならない。これらの場合、静岡県は一切の損害賠償の責を負わない。</p> <p>○他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合や従事している工事の未完成等により、技術者が配置できないにもかかわらず入札した場合は静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年8月29日付け管第324号）に基づく入札参加停止を行う場合がある。</p> <p>○配置予定技術者の資格、雇用関係を証するものとして以下の書類を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令による免許については、免許を証する書面の写し また、配置予定技術者が営業所の専任技術者でないことを証する書類（建設業許可の申請時又は更新時に提出する書類に添付する営業所の専任技術者を確認できる書類（写しで可））</li> <li>・当該技術者との雇用関係を証する書面（健康保険被保険者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するもの）の写し</li> <li>・監理技術者資格者証の写し及び「監理技術者講習修了証」の写し</li> </ul> <p>○入札参加資格条件における同種工事の施工経験を確認できる以下の書類を</p>

	<p>添付すること。(入札参加条件の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入札参加資格条件における同種工事の施工経験として記載した工事に係る契約書の写し(ただし、当該工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム(CORINS)」に登録されている工事の場合は、様式第4号に登録済みであることを明記した上で、契約書の写しを省略することができる。)又は工事カルテ(CORINS)の写し等(上記に加え、当該工事の概要が記された設計図書の写し等が必要な場合は、入札公告「個別事項」1-5に記載)</li> <li>入札参加資格条件における同種工事の施工経験が静岡県発注のものである場合は、工事成績評定点が記載されている通知書の写し(完成検査合格通知書等)</li> </ul>
ク 許可等の状況	様式第5号に建設業許可の状況及び経営事項審査の結果(並びに営業所の状況[県内に営業所があることを条件とする場合])を記載すること。
ケ 許可通知書の写し	建設業法第3条に規定する許可の通知書の写し(資格確認申請書提出日時点において許可の有効期間開始日が到来しているもの)及び受付印のある建設業の許可申請書の様式第1号及び別紙又は様式第22号の2の写し等、静岡県内に営業所があることを証する書類[県内に営業所があることを参加資格条件とする場合]を提出
コ 入札参加資格	有効な「建設工事競争入札参加資格の審査結果」通知の写し
サ 経営事項審査結果通知書の写し	建設業法27条の29第1項に規定する総合評定値通知書(審査基準日が入札日より1年7か月以内のもの)の写し

- 資格確認申請書、資格確認資料(添付資料含む)及び技術資料の作成及び申込に係る費用は、提出者の負担とする。
- 入札執行者は、提出された資格確認申請書、資格確認資料(添付資料含む)及び技術資料を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。
- 提出期限後における資格確認申請書、資格確認資料(添付資料含む)及び技術資料の差し替え及び再提出は認めない。
- 提出された資格確認申請書、資格確認資料(添付資料含む)及び技術資料は、返却しない。
- 提出された資格確認申請書、資格確認資料(添付資料含む)及び技術資料は、公表しない。
- 資格確認申請書、資格確認資料(添付資料含む)及び技術資料に用いる言語は日本語とする。

### 2-3 設計図書等について

交付等の方法	入札公告「個別事項」に記載
質問	電子入札システムによる。やむを得ない場合のみ書面持参(様式自由)とする。
質問に対する回答	電送又は書面により回答し、書面の場合は契約条項を示す場所で縦覧する。

### 2-4 入札前の参加資格確認において、入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認めた理由について、説明を求めることができる。

入札参加資格がないと認められた者の請求方法等	電送又は契約条項を示す場所へ書面持参(様式自由)とする。
発注者の回答方法	契約条項を示す場所で書面により回答する。

### 2-5 入札執行の場所等

入札の場所	契約条項を示す場所
-------	-----------

入札の方法	<p>電子入札システムによる。ただし、やむを得ない場合で発注機関の承認を得た場合は書面を持参して入札できる。</p> <p>&lt;電子入札システムによる場合&gt; 電子入札システムにより入札書・入札価格（工事費）内訳書を提出すること。</p> <p>&lt;持参による場合&gt; 事前に発注機関の承認を得て、開札日時に契約条項を示す場所に以下の書類を提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札書、委任状（代理人の場合）、入札参加資格確認通知書、入札価格（工事費）内訳書を提出すること。</li> </ul>
その他注意事項	<p>①郵送による入札は認めない。</p> <p>②持参による場合、入札書、入札参加資格があることが確認された旨の通知書の写し及び入札価格（工事費）内訳書を提出すること。なお代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出しなければならない。</p> <p>③落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>④入札執行回数は、2回を限度とする。</p>

## 2-6 入札価格（工事費）内訳書

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した入札価格（工事費）内訳書の提出を求める。

受付	<p>&lt;電子入札システムによる場合&gt; 入札書等受付期間に準じる。</p> <p>&lt;持参による場合&gt; 入札書の提出に準じる。</p>
様式	様式第9号
取扱い	入札価格（工事費）内訳書は、入札書の添付書類とし、不備がある場合は入札を無効とする場合がある。

## 2-7 開札等

開札	契約条項を示す場所において、入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行うか、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。
落札者の決定方法	入札公告「個別事項」に記載

入札の無効	<p>○本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに建設工事等競争契約入札心得（以下「入札心得」という。）及び〈現場説明、[現場説明を行う場合]〉現場説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札並びに当該工事の入札価格（工事費）内訳書に不備があるときは、当該入札を無効とする。</p> <p>○低入札価格調査の対象者が、開札後速やかになされる当該調査の実施に係る意思確認に対し、応じられない旨の意思表示をした場合には、建設工事等競争契約入札心得第13条第2項に違反するものであり、入札に関する条件に違反した入札として当該入札を無効とする。</p> <p>○入札価格が「調査基準価格」を下回った場合には、低入札価格調査の結果、当該入札価格で契約内容に適合した履行が可能と判断された場合に当該入札者を落札者とするが、入札価格が「静岡県低入札価格調査制度実施要領」第11条の「契約しない場合の判断基準」に該当する場合は、当該入札を無効とする。</p> <p>○入札参加資格のある旨を確認された者であっても、落札決定までの間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年8月29日付け管第324号）に基づく入札参加停止を受けた場合には、当該落札候補者のした入札は無効とする。</p>
-------	--

#### 2-8 落札者とならなかった者への理由の説明

落札者とならなかった者は、入札執行者に対して自らが落札者とならなかった理由について、説明を求められることができる。

落札者とならなかった者の請求方法等	契約条項を示す場所へ書面持参（様式自由）とする。
発注者の回答方法	契約条項を示す場所で書面により回答する。

#### 2-9 不落随契

再度の入札において落札者がいない場合の随意契約への移行基準等は次のとおりとする。

移行基準	再度の入札（2回目の入札）を行った結果、落札者がいない場合において、最低価格と予定価格との差額が予定価格の5%以下であるときは不落随契に移行する。
見積書を徴する者	再度の入札（2回目の入札）で有効な入札を行った者のうち、入札価格と予定価格との差額が予定価格の5%以下で、最高評価値であった者から見積書を徴する。

#### 2-10 その他

入札保証金及び契約保証金	<p>①入札保証金 免除。</p> <p>②契約保証金 納付（契約金額の100分の10（低入札価格調査を受けて落札した者にあつては100分の30）以上）。ただし、利付国債若しくは地方債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。</p>
契約書の作成	①契約の締結に当たっては、契約書〈仮契約書 [要議決工事の場合]〉を作成しなければならない。〈② 契約は、県議会の議決があつたときに成立する。 [要議決工事の場合]〉

<p>暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合の措置</p>	<p>①本工事の受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。</p> <p>②①により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。</p> <p>③受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。</p> <p>※不当介入を受けたにもかかわらず警察及び発注者への通報（報告）等を取った場合は、入札参加資格停止の措置を受けることがある。</p>
<p>労働関係法令等遵守の誓約書の作成</p>	<p>事業者等を守り育てる静岡県公契約条例第6条の規定に基づき策定された「県の取組方針」により、本工事に従事する者の労働環境の整備を図るため、以下の書類を提出すること。</p> <p>①契約時に、労働関係法令等を遵守する旨等を記載した誓約書（様式第1号）</p> <p>②本契約に係る下請負者がある場合（契約途中で新たに発生した場合を含む。）には、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第15条第2項に定める施工体制台帳の写しの提出時に、下請負者から提出させた労働関係法令等を遵守する旨等を記載した誓約書（様式第2号）の写し</p>
<p>その他</p>	<p>①静岡県公共事業電子入札運用基準に基づき入札に参加すること。なお、代表者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者のICカードを使用して入札に参加し、又は参加しようとした場合等、ICカードの不正使用が確認された場合には、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を行うことがある。</p> <p>また、契約後にICカードの不正使用が確認された場合には、契約解除を行うことがある。</p> <p>②電子入札システムの障害等やむを得ない事情がある場合、紙入札に変更する場合がある。</p> <p>③入札参加者は、入札心得及び契約書案を熟読し、入札心得を遵守すること。</p> <p>④落札者は、様式第4号に記載した配置予定技術者を、当該工事の現場に専任で配置すること。（専任の配置技術者が必要な工事の場合）</p> <p>⑤契約書案、契約約款、入札心得、仕様書及び現場説明書は、契約条項を示す場所で縦覧するものとする。</p> <p>⑥契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>⑦資格確認申請書、資格確認資料（添付資料含む）及び技術資料に虚偽の記載をした場合においては、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を行うことがある。</p> <p>⑧1-5に掲げる競争入札参加資格の認定を受けていない者も資格確認申請書、資格確認資料（添付資料含む）及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、当該資格の確認を受け、かつ、競争入札参加資格の認定を受けなければならない。</p> <p>⑨低入札価格調査制度については、「静岡県低入札価格調査制度実施要領」及び「静岡県低入札価格調査制度実施要領の運用」によるので、別途ホームページ等で確認すること。</p> <p>・低入札価格調査を受けて落札した者にあつては、配置予定の主任技術者（監理技術者）とは別に、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条</p>



第1項に規定する者と同等以上の技術者（以下「補助技術者」という。）を専任で土木工事（建設業法第2条第1項に規定する建設工事のうち、土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事、舗装工事、しゅんせつ工事及び塗装工事）の場合は2名、その他の工事の場合は1名現場に配置しなければならない。この場合において、主任技術者（監理技術者）及び補助技術者は、現場代理人と兼ねることができない。

- ・低入札価格調査を受けて落札した者の契約保証金の取扱いについては、本公告「2-10 その他 入札保証金及び契約保証金②」参照。

⑩落札決定後に静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止措置要綱（平成元年8月29日付け管第324号）に基づく入札参加停止措置があった場合の取扱いについては、以下のとおりとする。

ア 落札決定後から契約締結までの間に落札者が静岡県から入札参加停止措置を受けたときは、当該落札決定を取り消すことがある。

イ 県議会の議決を要すべき契約においては、仮契約の締結前に静岡県から入札参加停止措置を受けたときは仮契約を締結せず、仮契約の締結後から県議会の議決前に静岡県から入札参加停止措置を受けたときは仮契約を解除し、本契約を締結しないことがある。

ウ ア又はイにより契約を締結しない取扱いとした場合については、県は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

⑪本工事の下請人については、静岡県内に建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めること。（WTO政府調達協定が適用される場合、⑪の事項は該当しない）

⑫技術提案書に記載された内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。なお、発注者は、提案内容に関する事項が提案者以外のものに知られることのないように取り扱うものとする。また、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することはしない。ただし、落札者の提案については、採用した理由の説明を求められた場合に他者に比べ優位な点を公表することがあることとする。

⑬債務負担行為による複数年度の契約案件において、低入札価格調査等により債務負担行為設定年度中の契約締結が見込めない場合、本入札の執行を取りやめる。

⑭その他詳細不明の点については、契約条項を示す場所及び事務を担当する機関へ連絡すること。

## 誓約書

下記1に基づく工事の履行に際し、下記2の事項を誓約します。  
この誓約に反したことにより入札参加停止等の処分を受けても異議は一切申し立てません。

### 記

#### 1 工事名

〇〇〇〇工事

(当初契約日 年 月 日)

#### 2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく工事の履行に際し、別表に掲げる法律その他の労働環境の整備等に関する法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく工事の履行に際し、別表に掲げる法律に違反し、所管行政庁の処分を受けたときは、処分の内容及び対応方針を速やかに県に報告し、是正のために必要な措置を講ずること。また、所管行政庁に是正の報告を行ったときは、その内容を速やかに県に報告すること。
- (3) 本契約に基づく工事の履行に際し、下請契約（再委託契約及び労働者派遣契約を含む。以下同じ。）を締結するときは、適正な見積りを基に、対等な立場における合意に基づいた公正な契約を締結するよう努めるとともに、次の事項に留意すること。
  - ア 下請負者から誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。
  - イ 下請負者が、本契約に基づく工事の履行に際し別表に掲げる法律に違反し、所管行政庁の処分を受けたときは、(2)の例により、それらの内容を速やかに報告させるとともに、その内容を県に報告すること。
  - ウ 下請負者がさらに第三者と下請契約を締結したときは、当該下請負者を通じて、ア及びイと同様に、当該第三者からの誓約書の写しの提出等を行うこと。

年 月 日

発注者職名氏名様

住所  
受注者商号  
氏名（法人にあつては、代表者の氏名）印

別表 労働関係及び公正な取引に関する主な法律

1 労働関係

- (1) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (2) 労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）
- (3) 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- (5) 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律 50 号）
- (6) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）
- (7) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- (8) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）
- (9) 労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）

2 公正な取引等

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）
- (2) 下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）
- (3) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）

## 誓約書

下記1に基づく工事の履行に際し、下記2の事項を誓約します。  
この誓約に反したことにより入札参加停止等の処分を受けても異議は一切申し立てません。

### 記

1 元請契約名

〇〇〇〇契約

(当初契約日 年 月 日)

\*元請者が記載すること

2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく工事の履行に際し、別表に掲げる法律その他の労働環境の整備等に関する法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく工事の履行に際し、別表に掲げる法律に違反し、所管行政庁の処分を受けたときは、処分の内容及び対応方針を速やかに下請契約（再委託契約及び労働者派遣契約を含む。以下同じ。）の発注者に報告し、是正のために必要な措置を講ずること。また、所管行政庁に是正の報告を行ったときは、その内容を速やかに下請契約の発注者に報告すること。
- (3) 本契約に基づく工事の履行に際し、再下請契約を締結するときは、適正な見積りを基に、対等な立場における合意に基づいた公正な契約を締結するよう努めるとともに、次の事項に留意すること。
  - ア 再下請負者から誓約書を提出させ、その写しを下請契約の発注者に提出すること。
  - イ 再下請負者が、本契約に基づく工事の履行に際し別表に掲げる法律に違反し、所管行政庁の処分を受けたときは、(2)の例により、それらの内容を速やかに報告させるとともに、その内容を下請契約の発注者に報告すること。
  - ウ 再下請負者がさらに第三者と下請契約を締結したときは、当該再下請負者を通じてア及びイと同様に、当該第三者からの誓約書の写しの提出等を行うこと。

年 月 日

下請契約の発注者 様

住 所  
商 号  
氏 名（法人にあつては、代表者の氏名）印

別表 労働関係及び公正な取引に関する主な法律

1 労働関係

- (1) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (2) 労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）
- (3) 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- (5) 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律 50 号）
- (6) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）
- (7) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- (8) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）
- (9) 労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）

2 公正な取引等

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）
- (2) 下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）
- (3) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）